

平成22年11月1日

株主各位

大阪市北区梅田三丁目3番20号

椿本興業株式會社

取締役社長 椿 本 哲 也

中間配当についてのお知らせ

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成22年11月1日開催の当社取締役会において、第108期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の中間配当について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

敬具

記

当社定款の規定にもとづき、平成22年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1株につき金 3円

2. 中間配当の効力発生日
(支払開始日) 平成22年12月6日

以上

中間配当金のお支払いについて

「中間配当金領収証」および「配当金計算書」（振込ご指定の方には「配当金のお振込先について」および「配当金計算書」）は12月3日にお届けご住所あてにご送付申し上げる予定でございます。「配当金計算書」は、確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただけますので、大切に保管ください。

なお、誠に勝手ながら、当中間期より「中間配当に関する取締役会決議ご通知」のご送付を取り止め、当社ホームページへ掲載させていただくことといたしましたので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上